

(被告らの主張)

推薦委員会は飽くまで推薦権を有しているにすぎないから、推薦委員会の任用手続が進められていれば、特任教員に任用される高度の蓋然性があるとはいえない。

- (4) 争点4 (被告井形及び被告池島が、原告の特任教員任用申請を妨害したとして、不法行為責任を負うか) について

(原告の主張)

ア 原告は、手続上、特任教員への任用を申請する権利を奪われ、精神的苦痛を被った。

イ 被告井形は、平成24年10月15日、原告の研究室を訪れ、「今後の授業の件については、カリキュラム委員会の議を経て教授会で決定されることになっています。カリキュラム委員会として全員の総意で、六つの項目で授業計画を認め難いということになりました」と述べ、カリキュラム委員会の反対を理由に推薦委員会に上程することを拒否し、特任教員の任用申請を辞退するよう要請してきた。

被告井形は、同月16日、原告にメールを送信し、カリキュラム委員会が原告の授業計画を認めないことが「授業計画書の不備」に該当するとの強引な解釈をした上で、「徳永学長は過去の事例においても、推薦委員会が書類上の「不備」がある候補者の受理はしておらず、当然、推薦委員会の開催も不可能である、との回答が出されました」と述べ、原告の特任教員の任用手続を進めていくことは不可能であると結論づけた。

特任教員の任用規定においても、授業計画をカリキュラム委員会が同意することなど要件とはされておらず、授業担当計画については、学部長が教務委員長及び対象者と協議の上、推薦委員会に提出するとの定めがあるにすぎない。ましてや、カリキュラム委員会が原告の授業計画を認めないことが「授業計画書」の不備に当たるといった解釈は到底なり

たたない。

ウ 被告井形は、被告池島と共謀の上、任用規定を全く無視し、原告の特任教員任用申請を握りつぶしたため、特任教員推薦委員会が組織されることもなく、各手続も履行されなかった。

エ 被告井形は、対象者である原告と協議することなく、原告の特任教員任用申請を受理することが困難であるという結論だけを伝達してきたのであり、被告井形には手続違背があった。

オ なぜ、原告の計画案が不要若しくは必要度が低いのかについて何ら具体的根拠が示されていない。

原告が提出した「3カ年講義計画」において原告が向こう3年で担当を予定した科目は、「情報ネットワーク論」、「経営情報論」、「情報バリューエンジニアリング」であるが、これらの科目は、原告が過去に相当年数にわたって被告大学で担当してきたのであり、被告大学においても、毎年度ごとにこれらを必要な科目として承認してきた。

カ 原告は、被告井形に対し、「あの一、推薦委員会にだしていただいて、僕が何か欠落している要因があるのかどうかちゅうのが明確になれば、その一、僕が認められへんだけの話やんか」、「落ちるんやったら、落ちてもいいやんか、な」と述べて、飽くまで任用申請手続を進めることを求めたが、結果的に被告井形は原告の特任教員任用申請を握りつぶした。

キ 被告らは、現行規定を無視し、原告の特任教員任用申請に対して何らの手続も行わなかった。

現行規定は、授業担当計画について学部長が教務委員長及び対象者と協議の上で推薦委員会に提出するものとされているが、「学部長との合意」など求められていない。授業担当計画について、「学部長との合意」を要求するのであれば、特任教員の採否が学部長個人の恣意に左右されることになるから、「学部長との合意」まで要求されないことは当然のことで

ある。

そして、徳永学長が原告の特任教員任用申請を「受理不可」とする権限もない。特任教員任用申請者を教授会に推薦するか否かを決定するのは「特任教員推薦委員会」という合議体なのであって、学長という一個人ではない。

(被告らの主張)

ア 原告から被告井形に提出された授業計画（案）について、平成24年10月12日開催のカリキュラム検討委員会において検討したところ、メンバーから、「本人の御希望の授業計画案のほとんどは、不要若しくは必要度が低い」とか、「全体が、学部教学開講ルールに違背しており、学部教学システムの破壊となっている」などの意見が出された。その結果を受けて、カリキュラム検討委員会の総意として被告井形に具申がなされた。これを受けて被告井形は、原告に任用申請を思い止まるよう説得したが、原告はこれを拒否した。

カリキュラム検討委員会は、学部の各分野から選ばれた8名の教員で構成され、カリキュラム編成、各年度の授業担当、授業担当の人事案件を実質的に審議しており、学部教学の中核となっているところ、特任教員を含めた教員の採否については同委員会の判断によるところが大きく、担当科目が成立しない以上、「3か年授業担当計画」は成立しないので、特任教員推薦委員会で要求される書類が不備となることは明らかである。

特任教員の任用の判断は、各種の教員採用と同じく教授会に委ねられており、出席教授会員の3分の2以上の同意を必要とするところから、上記のカリキュラム検討委員会の判断からして、教授会メンバーの同意を得ることが極めて困難であると予想し得る状況を説明した上、被告井形が学部長として説得、進言したままで、被告井形と被告池島の対応に何ら違法な点は認められない。